

議案第五十号

港区奨学資金に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

令和六年七月二十二日

港区教育委員会

令和6年7月22日  
教育委員会議案資料 No. 1

港区奨学資金に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）

港区奨学資金に関する条例施行規則（昭和五十三年港区規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「及び」を「、」に改め、「。）」の下に「、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項の学資支給金（以下この項及び第七条第四項において「学資支給金」という。）の額を証明する書類（当該決定の際現に学資支給金の支給を受けている給付奨学生に限る。）」、法第八条第一項の規定による授業料の減免（以下この項及び第七条第四項において「授業料減免」という。）の額を証明する書類（当該決定の際現に授業料減免を受けている給付奨学生に限る。）及び同項の規定による入学金の減免（以下この項及び第七条第四項において「入学金減免」という。）の額を証明する書類（当該決定の際現に入学金減免を受けている給付奨学生に限る。）」を加え、同条第五項中「第三条の二第二項」を「第三条の二第三項」に改める。

第四条中「別表第一備考一ただし書及び別表第二備考一ただし書」を「第三条の二第二項」に改める。

第六条第一項中「十月に」を「十二月に」に改める。

第七条第三項中「七月」を「十一月」に改め、同条に次の一項を加える。

4 給付奨学生は、毎年十一月末日までに学資支給金の額を証明する書類（当該報告の際現に

学資支給金の支給を受けている者に限る。）、授業料減免の額を証明する書類（当該報告の際現に授業料減免を受けている者に限る。）及び入学金減免の額を証明する書類（当該報告の際現に入学金減免を受けている者に限る。）を区長に提出しなければならない。

第二号様式及び第八号様式を次のように改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の港区奨学資金に関する条例施行規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。

港区奨学資金に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(奨学生の決定の通知等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の規定により奨学生の決定を受けた奨学生は、区長が指定する期日までに、入学予定校又は在学する大学等の長の証明書、貸付希望金額調書(第五号様式)(貸付奨学生に限る。)、独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十七条の二第一項の学資支給金(以下この項及び第七条第四項において「学資支給金」という。)の額を証明する書類(当該決定の際現に学資支給金の支給を受けている給付奨学生に限る。)、法第八条第一項の規定による授業料の減免(以下この項及び第七条第四項において「授業料減免」という。)の額を証明する書類(当該決定の際現に授業料減免を受けている給付奨学生に限る。)及び同項の規定による入学金の減免(以下この項及び第七条第四項において「入学金減免」という。)の額を証明する書類(当該決定の際現に入学金減免を受けている給付奨学生に限る。)を区長に提出しなければならない。</p>	<p>(前略)</p> <p>(奨学生の決定の通知等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の規定により奨学生の決定を受けた奨学生は、区長が指定する期日までに、入学予定校又は在学する大学等の長の証明書及び貸付希望金額調書(第五号様式)(貸付奨学生に限る。)を区長に提出しなければならない。</p>

<p>3・4 (略)</p> <p>5 条例第三条の二第三項の規定による入学に際して必要とする資金の給付を受けようとする給付奨学生は、入学資金給付申請書(第八号様式)により区長に申請しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(所得割課税額の計算)</p> <p>第四条 条例第三条の二第二項の規定により所得割課税額を計算する場合には、大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第四十九号)第二条第二項の規定を準用する。</p> <p>(中略)</p> <p>(奨学金の交付等)</p> <p>第六条 奨学金は、原則として、四月分から九月分までのものにあつては五月に、十月から翌年三月までのものにあつては十二月に、それぞれ一括して奨学生に交付するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(在学状況の報告等)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>5 条例第三条の二第二項の規定による入学に際して必要とする資金の給付を受けようとする給付奨学生は、入学資金給付申請書(第八号様式)により区長に申請しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(所得割課税額の計算)</p> <p>第四条 条例別表第一備考一ただし書及び別表第二備考一ただし書の規定により所得割課税額を計算する場合には、大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第四十九号)第二条第二項の規定を準用する。</p> <p>(中略)</p> <p>(奨学金の交付等)</p> <p>第六条 奨学金は、原則として、四月分から九月分までのものにあつては五月に、十月から翌年三月までのものにあつては十月に、それぞれ一括して奨学生に交付するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(在学状況の報告等)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

3 給付奨学生は、毎年十一月末日までに経済状況報告書（第十一号様式）に経済状況を証する書面を添えて区長に報告しなければならない。

4 給付奨学生は、毎年十一月末日までに学資支給金の額を証明する書類（当該報告の際現に学資支給金の支給を受けている者に限る。）、授業料減免の額を証明する書類（当該報告の際現に授業料減免を受けている者に限る。）及び入学金減免の額を証明する書類（当該報告の際現に入学金減免を受けている者に限る。）を区長に提出しなければならない。

（中略）

第一号様式（略）

第二号様式（別紙のとおり）

第三号様式～第七号様式（略）

第八号様式（別紙のとおり）

第九号様式～第三十号様式（略）

付則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の港区奨学資金に関する条例施行規則の規定は、令和六年四月一日から適用す

3 給付奨学生は、毎年七月末日までに経済状況報告書（第十一号様式）に経済状況を証する書面を添えて区長に報告しなければならない。

（中略）

第一号様式（略）

第二号様式（別紙のとおり）

第三号様式～第七号様式（略）

第八号様式（別紙のとおり）

第九号様式～第三十号様式（略）



奨 学 金 給 付 申 請 書

ふりがな			生年月日	年	月	日				
氏 名										
現住所	〒		丁 目		番 号					
					電話番号					
在 学 校	立		学 校		学 部 ・ 学 科 ( 在 学 ・ 卒 業 見 込 み ・ 卒 業 )					
進学希望校名 ※進学予定者のみ記入	(第一希望校)	立	学 校		学 部 ・ 学 科					
	(第二希望校)	立	学 校		学 部 ・ 学 科					
給付希望理由										
区市町村民税 課税標準額	円									
生計維持者	1	ふりがな			生年月日	年	月	日	続柄	
		氏名								
		現住所								
		区市町村民税 課税標準額	円							
	2	ふりがな			生年月日	年	月	日	続柄	
		氏名								
		現住所								
		区市町村民税 課税標準額	円							
	3	ふりがな			生年月日	年	月	日	続柄	
		氏名								
		現住所								
		区市町村民税 課税標準額	円							
申請者と生計維持者の資産の合計額 ※該当する場合は✓を入れてください。			<input type="checkbox"/> 現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額が2,000万円未満(生計維持者が1人の場合は1,250万円未満)に該当します。							
在 学 校 又 は 進 学 希 望 校 の 授 業 料 の 年 額			円							

港区奨学資金に関する条例及び港区奨学資金に関する条例施行規則に規定する事項を承知し、奨学金の給付を受けたいので申請します。なお、申請に当たり、給付の適否に必要な課税台帳及び住民基本台帳等を区が確認することに同意します。

年 月 日

申 請 者 \_\_\_\_\_

生計維持者 \_\_\_\_\_

生計維持者 \_\_\_\_\_

奨学金給付申請書

ふりがな			生年月日	年	月	日			
氏名									
現住所	〒		丁目		番 号				
					電話番号				
在学学校	立		学校		( 在学 ・ 卒業見込み ・ 卒業 )				
進学希望校名 ※進学予定者のみ記入	(第一希望校) 立		(第二希望校) 立						
給付希望理由									
区市町村民税 課税標準額	円								
生計維持者	1	ふりがな		生年月日	年	月	日	続柄	
		氏名							
		現住所							
		区市町村民税 課税標準額	円						
	2	ふりがな		生年月日	年	月	日	続柄	
		氏名							
		現住所							
		区市町村民税 課税標準額	円						
	3	ふりがな		生年月日	年	月	日	続柄	
		氏名							
		現住所							
		区市町村民税 課税標準額	円						
申請者と生計維持者の資産の合計額 ※該当する場合は✓を入れてください。			<input type="checkbox"/> 現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額が2,000万円未満 (生計維持者が1人の場合は1,250万円未満) に該当します。						

港区奨学資金に関する条例及び港区奨学資金に関する条例施行規則に規定する事項を承知し、奨学金の給付を受けたいので申請します。なお、申請に当たり、給付の適否に必要な課税台帳及び住民基本台帳等を区が確認することに同意します。

年 月 日

申請者 \_\_\_\_\_

生計維持者 \_\_\_\_\_

生計維持者 \_\_\_\_\_

(宛先) 港 区 長

(改正案)

第8号様式(第3条関係)

年 月 日

(宛先) 港区長

本人	住所	_____
	氏名	_____
生計維持者	住所	_____
	氏名	_____
生計維持者	住所	_____
	氏名	_____

入学資金給付申請書

港区奨学資金に関する条例施行規則第3条第5項の規定により、入学資金の給付を希望します。

なお、私の在学学校又は進学希望校の入学金の額は下記のとおりです。

記

入学金の額 \_\_\_\_\_ 円

港区奨学資金に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

審議内容

「港区奨学資金に関する条例」の一部改正に伴い、「港区奨学資金に関する条例施行規則」を一部改正します。

なお、現在開会中の港区議会第2回定例会へ「港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例」を提案し、審議しております。本施行規則については、条例の議決日（公布日）と同日で施行する必要があるため、議決前にお諮りするものです。

1 趣旨（別紙1 港区奨学資金制度の見直しイメージ参照）

学業に意欲をもちながらも経済的理由により修学が困難な方へのさらなる支援を目的とし、国が行う奨学金制度において、令和6年度から、新たに中間所得層の多子世帯及び私立大学等の理工農系の学部又は学科に通う学生が支援の対象となるなど、制度の拡充が行われました。区が行う給付型奨学金制度においても、より奨学生の実態に沿った支援となるよう制度を見直すため、「港区奨学資金に関する条例」の一部条例改正を令和6年第2回定例会に提出しました。

条例改正に伴い、関連する規則（「港区奨学資金に関する条例施行規則」）を一部改正します。

2 主な改正内容

- (1) 国からの支援額（授業料等減免+給付型奨学金）の確認（第三条第二項及び第七条第四項）  
給付奨学生に対する給付額を、区が定める給付上限額から、国からの支援額を差し引いた額とすることに伴い、国からの支援額を証明する書類の提出を求めることができるよう一部改正します。
- (2) 給付時期等の変更（第六条第一項及び第七条第三項）  
国からの支援額を証明する書類の提出を求めるにあたり、国から学生へ通知する証明書類の発行に時間を要するため、区からの給付時期等を一部改正します。  
【現行のスケジュール】 後期分の支払い予定時期：10月  
【改正後のスケジュール】 後期分の支払い予定時期：12月
- (3) 在学又は進学希望校の授業料及び入学金の確認（第二号様式及び第八号様式）  
在学又は進学希望校の授業料及び入学金の確認を行えるよう、奨学金給付申請書（第二号様式）及び入学資金給付申請書（第八号様式）を一部改正します。

3 施行期日

公布の日

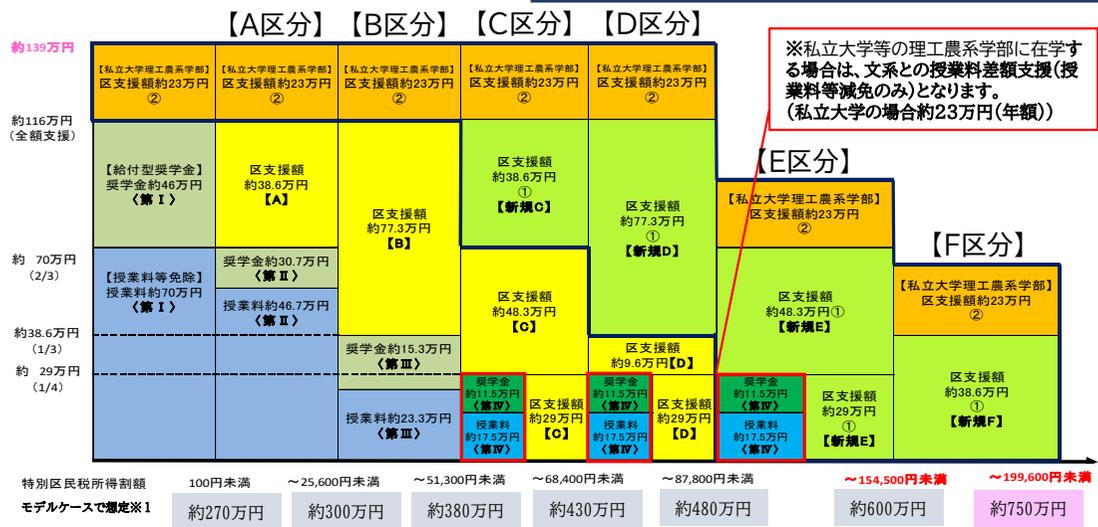
# 港区奨学資金制度の見直しイメージ

## 給付型奨学金

私立大学（自宅通学）・多子世帯・理工農系学部<sup>1</sup>に在学の場合

【国の見直し】  
 ・中間所得層への支援拡大  
 → 給付対象を世帯年収約600万円まで拡大し、多子世帯（扶養する子どもが3人以上いる世帯）は非課税世帯に対する支援額（全額支援）の1/4支援、私立大学等の理工農系学部<sup>2</sup>に在学する場合は文系との授業料差額相当を支援します。

【区の見直し】  
 (1) 既存支援区分に対する給付上限額の拡大  
 → 世帯年収約480万円までに対して、給付額を国が非課税世帯に行う支援と同額まで拡大  
 (2) 中間所得層への支援拡大  
 → 給付対象を世帯年収約750万円まで拡大し、世帯構成や学部を問わず支援  
 (3) 私立大学等の理工農系学部<sup>2</sup>に在学する奨学生に対して給付額を上乗せ  
 → 文系との授業料の差額に着目して給付額を上乗せ



現行  
 ■ 授業料等減免（国）  
 ■ 給付型奨学金（区）

新規  
 ■ 【中間所得層対象】授業料等減免（国）※2  
 ■ 【私立理工農系学部対象】給付型奨学金（区）  
 ■ 【中間所得層対象】給付型奨学金（国）※2  
 ■ 【新規給付対象】給付型奨学金（区）

※1 父（給与所得者）、母（無収入）、本人（18歳）、中学生以下の兄弟の4人世帯を想定。  
 ※2 多子世帯もしくは私立大学等の理工農系学部<sup>2</sup>に在学する場合、多子世帯は全額支援の1/4支援、理工農系は文系との授業料差額支援を行います。なお、多子世帯と理工農系の両方に該当する場合は、多子世帯の支援が優先されます。

## ポイント

### 制度見直しの経緯について

従来の貸付型奨学金に加え、給付型奨学金の開始から約3年が経過し、利用する方の家庭状況や進学する大学・学部の傾向が見えてきたほか、給付奨学生へのアンケートでは「給付型奨学金のみでは不足し貸付型奨学金を併用している」、「理工農系学部の学費負担が高く給付額を拡大してほしい」等の声をいただいています。また、令和6年度から国が実施した奨学金制度の改正も踏まえ、区の奨学資金制度を見直します。

## ポイント

### 給付型奨学金

- ① 国が多子世帯及び私立大学等の理工農系学部<sup>2</sup>に在学する奨学生に対して、支援対象とする世帯年収の上限を従来の約380万円から約600万円（第IV区分）（全国の約55%の世帯）に拡大することを受け、区は世帯構成、学部を問わず世帯年収の上限を約750万円【E・F区分】（区の約55%の世帯）まで（従来は約480万円まで）拡大します。また、東京都の世帯の月額平均消費支出（教育費を除く）が約30万円（年間約360万円）であることから、世帯年収約480万円【C・D区分】（可処分所得約360万円）までの世帯に対し、国が非課税世帯に行う支援（全額支援）と同額となるよう給付額を拡大し、世帯年収約480万円～約600万円【E区分】までは全額支援の2/3支援、世帯年収約600万円～約750万円【F区分】までは全額支援の1/3支援を行います。
- ② 私立学校では、理工農系学部の学費が文系学部の額を大きく上回ることから、私立大学等の理工農系学部<sup>2</sup>に在学する奨学生の給付額に、その差額（私立大学の場合約23万円）を全支給対象区分に上乗せします。

所得金額（世帯合計）	270万円未満	270～300万円未満	300～380万円未満	380～430万円未満 【世帯年収約600万円】	430～480万円未満	480～550万円未満 【世帯年収約750万円】	550万円以上	計
世帯数	47,497	3,908	9,806	5,413	5,005	5,667	63,369	140,665
構成(累計)	33.8% (33.8%)	2.8% (36.6%)	7.0% (43.6%)	3.8% (47.4%)	3.6% (51.0%)	4.0% (55.0%)	45.0% (100%)	100% (100%)